

入校、審査、退校に関する保護 者向けガイド

2021年2月



[Link to The Legal Framework](#)



[Link to TEA Special Education](#)

Copyright © 2021. Texas Education Agency (テキサス州教育局)。

禁無断転載。

目次

はじめに.....	1
幼年期介入（Early Childhood Intervention）	3
学齢児童向けのヘルプ.....	3
教育介入への反応（Response to Intervention）	4
初期評価目的の照会	5
書面による事前通知（Prior Written Notice）	5
保護者の同意（Parental Consent）	6
初期評価（Initial Evaluation）	7
入校、審査、退校委員会会議（Admission, Review, and Dismissal Committee Meetings）	8
適格性（Eligibility）	10
個別教育プログラム（Individualized Education Program）	11
現時点での、学業成績と機能的パフォーマンスのレベル（Present Levels of Academic Achievement and Functional Performance）	13
年間目標（Annual Goals）	13
特別教育、関連サービス、ならびに提供される付加的補助とサービス（Special Education, Related Services, and Supplementary Aids and Services）	13
州のアセスメント（State Assessments）	14
移行（Transition）	15
成人の生徒（Adult Students）	16
自閉症児（Children with Autism）	17
聴覚障害または難聴の子ども（Children Who Are Deaf or Hard of Hearing）	18
盲目である、または視覚障害を持つ子ども（Children Who Are Blind or Visually Impaired）	18
行動介入計画（Behavioral Intervention Plan：BIP）	19
学年延長サービス（Extended School Year Services）	19
配置（クラス分け：Placement）	19
ARD 委員会の決定（ARD Committee Decision）	20
IEP の写し（Copy of IEP）	21
IEP の審査（Review of the IEP）	21
再評価（Reevaluation）	22
独立教育評価（Independent Educational Evaluation：IEE）	23

サービスの承諾の取消 (Revocation of Consent for Services)	23
卒業 (Graduation)	24
懲戒処分 (Discipline)	25
即決適正手続による聴聞 (Expedited Due Process Hearing)	29
紛争解決 (Dispute Resolution)	29
追加の支援 (Additional Assistance)	29

はじめに

本ガイドは、Texas Education Code（テキサス州教育法）§26.0081の要件に応じて、Legal Framework（法的フレームワーク）プロジェクトチームおよびTexas Education Agency（テキサス州教育局：TEA）の州管轄指導者によって開発されました。本ガイドは、特別教育および関連サービス対象の、ならびに適格と考えられる子どもの保護者として、子どもの教育に関する意思決定プロセスに完全に参与することができるよう、特別教育プロセスおよび手続上の権利や責任について理解を深めることができるよう、設計されています。

個別障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act of 2004：IDEA）は、特別教育プロセスを管理する連邦法です。IDEAの主たる目的の1つは、障害を持つ子どもたちが、その独自のニーズの充足、ならびに先々の教育、雇用、自立生活への準備を目的に考案されている特別教育や関連サービスを重視する、適切な無償の公教育（FAPE）を確実に利用できるようにすることです。特別教育とは、障害を持つ子どもの独自のニーズを満たす目的で特別に設計されている指導です。関連サービスとは、特別教育を支援するのに必要な特別サービスであり、子どもは学業や機能上の目標を満たすべく進捗を遂げることができます。関連サービスには、作業療法、理学療法、言語治療、カウンセリングサービス、オリエンテーションとモビリティサービス、輸送サービスが含まれます。

IDEAに基づき、保護者は、特別教育プロセスのすべての段階で深く関与します。本ガイドは、プロセス中に行われるような様々な活動を説明しています。IDEAに基づく自身の法的権利をいっそう理解することができるよう、学校には、特別教育プロセスの特定の時点で、[手続的保護措置に関する通知書 \(Notice of Procedural Safeguards\)](#)と呼ばれる文書の写しを提供することが求められています。この文書は、年に1回以上、ならびに以下の状況が発生した場合に、提供される必要があります。

- 子どもの初期評価にあたっての照会または申請時、
- 学校年における最初の州の不服申し立ての受領時、
- 学校年における適正手続による聴聞の最初の申請の受領時、
- 懲戒的な配置（クラス分け）変更についての決定時、
- あなたによる申請時。

テキサス州では、特別教育および関連サービスについての子どもの適格性の判断および子どもの特別教育プログラムに関する重要な意思決定の大半はARD（入校、審査、退校）委員会によって行われます。また、連邦法において使用される用語ですが、このグループが個別教育プログラム（individualized

education program : IEP) チームと呼ばれるのをご存じかもしれません。子どもを対象に ARD 委員会が設置される場合、あなたは委員会の委員となります。

本ガイドは、連邦および州の特別教育要件の変更に応じ、定期的に改訂されます。印刷可能な電子版は、Legal Framework for the Child-Centered Special Education Process (子ども中心の特別教育プロセスの法的フレームワーク) の Region 18 Education Service Center ウェブページ (fw.escapps.net) にて入手できます。

特別教育プロセスには数々の日程と期日が設けられています。この発表物では、重要な日程と期日が明示されています。加えて、オンラインで入手可能な付属文書は、評価、事前の書面通知、移行、IEP 審査およびその他の主要な概念の期日に関する疑問解決に役立ちます。期日決定ツリー (Timeline Decision Tree) は、<http://fw.escapps.net/display/Webforms/ESC18-FW-Documents.aspx?DT=G&LID=en> にて確認できます。

入校、審査、退校に関する保護者向けガイド (Parent's Guide to the Admission, Review and Dismissal Process)

幼年期介入 (Early Childhood Intervention)

乳児および発達の遅れが見られる幼児を持つ家庭向けのヘルプを利用できます。早期介入サービスを提供するテキサス州内の機関が Texas Health and Human Services (テキサス健康福祉サービス) です。幼年向けプログラムが Early Childhood Intervention (幼年期介入: ECI) プログラムです。これらのサービスは3歳未満の子ども向けです。

3歳になると、障害を持つ子どもは特別教育および関連サービスの対象となる場合があります。その場合、学区には、子どもの3歳の誕生日までに FAPE が利用できるようにする責任があります。障害を持つ子どもは3歳時点で、公立学校のサービスを受ける資格が得られます。ECI サービスを受領する全ての子どもが公立学校の提供するサービスを受ける資格があるわけではありません。したがって、ECI サービスを受領する幼児が3歳を迎える90暦日前までに、該当する場合、ECI サービスから特別教育および関連サービスに移行するにあたって家族を支援するためにミーティングが計画されます。子どもが適格である場合、特別教育および関連サービスは、子どもの3歳の誕生日より利用可能です。Beyond ECI は、幼年期プログラムから特別教育への移行についての情報を含む発行物です。この発行物は、https://www.navigatelifetexas.org/uploads/files/general-files/Beyond-ECI-ECI-17_1117.pdfにて入手可能です。

学齢児童向けのヘルプ

学齢児童の子どもの学習または行動について懸念がある場合、最初のステップは、その懸念を子どもの担任あるいは学校長に提起することです。このステップが上手く行かなかった場合、キャンパスベースの学生サポートチームに紹介してもらうよう学校職員に依頼してください。このチームは、子どもが抱える学習または行動についての懸念を解消するために定期的に集まる教員やその他の職員から成るチームです。

一般教室での学習に困難がある生徒は、まずは支援サービスを受けることになるか、代わりに IDEA の特殊教育評価を照会される可能性があります。生徒が、支援サービスの提供において一般教室で引き続き問題を抱えている場合や、サポートサービスの提供だけでは生徒のニーズに対応できない場合、学校は IDEA に基づく完全な個別および初期評価のために生徒を照会する必要があります。生徒は、個別およ

び初期評価のために照会が行われる前に、特定期間にわたってサポートサービスを受ける必要はありません。完全な個別および初期評価の照会は、学校職員、生徒の両親または法定後見人、あるいは学生の教育や世話に関与する別の人がいつでも行うことができます。学校職員が、子どもに障害があり、特殊教育および関連サービスが必要であると疑う場合は、完全な個別および初期評価の照会を行う必要があることに留意してください。

教育介入への反応（Response to Intervention）

連邦法は、学校に対し、早期の問題解決を通じ、全ての子どもの学習を支援することに焦点を当てるよう指示します。教育介入への反応（Response to Intervention：Rti）は、学年レベルの水準に達することができないおそれのある子どもの特定と支援にあたって多くの学校が採用しているアプローチです。Rti アプローチの基本要素とは、一般教育のクラスルームにおける、科学的な研究ベースの指導と介入の提供、教育介入への反応における子どもの進展の監視と測定、ならびに教育上の意思決定を行う目的でのこうした進展評価の活用です。

Rti アプローチには、多層サポートシステム（MTSS）の一部であり、各介入レベルまたは階層が高まるにつれ集中的な取り組みとなるサービスの度合を表す多様なレベルの介入が含まれます。子どもに提供される介入は、その子どもが十分な進展を遂げるまで、進展の監視結果に基づいて持続的に調節されます。リサーチで示唆されるように、合理的な時間内に、初期介入に反応しない子どもは、より集中的な介入を勧められます。多くの場合、学校は6週間の介入により、次のステップを決定するのに十分なデータを得ることができます（たとえば、介入を継続する、介入を強化する、評価を参照する）。意思決定にあたっての時間枠は、介入の頻度/期間と対象となるスキルによって異なります。

子どもは、特殊教育への照会が行われるまで、Rti システムの各階層に進む必要はありません。一般教育介入が十分でないことが明らかになった場合、学校職員は、子どもが障害を抱えているのではないかと疑い、照会を開始しなければなりません。一般的な教育介入が十分であるかどうかを判断する際の重要な考慮事項には、介入歴と生徒の進捗監視データ（現在の進捗率と達成ギャップを埋めるための動き）のレビューが含まれます。保護者は、子どもが Rti システムを通じて介入を受けているかどうかによらず、いつでも紹介を要求できます。Rti 戦略は、IDEA に基づく障害の疑いのある子どもについてのタイムリーな評価を遅らせたり拒否したりするために使用するものではありません。

Rtl プロセスについての詳細情報：
https://tea.texas.gov/Academics/Special_Student_Populations/Special_Education_SPED/Programs_and_Services/Response_to_Intervention

初期評価目的の照会

学校は、あなたの子どもが障害を抱えているのではないかと、ならびにIDEAに基づく特別教育および関連サービスへのニーズを有するのではないかと疑う場合、あなたからの同意を得た上で、特別教育および関連サービス目的の初期評価の照会を行う積極的な義務を負います。また、いつでも子どもの初期評価の照会を行うことができます。

地域の特別教育サービスの教育機関（LEA）の長官または担当行政職員に、初期評価適格性のための書面による申請を行う場合、学校は、申請を受理した日から15日以内に、以下のいずれかを提供する必要があります：1) 評価実施を提案する書面による事前通知、[手続的保護措置に関する通知書 \(Notice of Procedural Safeguards\)](#) の写し、ならびに評価に対する書面承諾を行う機会、あるいは、2) 子どもの評価を却下する旨の書面による事前通知、[手続的保護措置に関する通知書 \(Notice of Procedural Safeguards\)](#) の写し。

特別教育評価の申請は口頭で行うことができ、必ずしも書面で行う必要はありません。地区およびチャータースクール（charter schools）は、依然として、あらゆる連邦通知要件、ならびに、障害を抱えていることおよび特別教育に対するニーズを持っていることが疑われる子どもの特定、配置、評価にあたっての要件を順守する必要があります。口頭での要求に対応するための特定のタイムライン要件はありませんが、学校は上記と同じ15日間のタイムラインに従うことを推奨しています。

書面による事前通知（Prior Written Notice）

IDEAに基づくあなたの権利の1つは、学校が実際に措置を講じるか、措置を講じることを拒否する前に、子どもについての特定の措置について書面による事前通知を受領することです。具体的には、学校は、以下の際、あなたの母国語またはその他のコミュニケーション手段で書面による事前通知を提供する必要があります。

- 特定、評価、教育プログラムあるいは子どもの教育的配置（クラス分け）、もしくは子どもへのFAPEの提供（特別教育や関連サービスの継続提供に対する同意の取消に伴う変更を含みます）の実施または変更についての提案時、または、

- 特定、評価、教育プログラム、あるいは、子どもの教育的配置（クラス分け）、もしくは子どもへのFAPEの提供の実施または変更についての却下時。

学校は、あなたがより短い時間枠に同意しない限り、提案または却下する措置について、少なくとも5通学日前までに書面による通知を提供する必要があります。学校は、あなたの変更に同意しているか、または変更を要請しているかによらず、事前の書面による通知を提供する必要があります。

事前の書面による通知には、次の情報を盛り込む必要があります。

- (1) 学校によって提案または拒否された措置についての説明
- (2) 学校が行動を提案または拒否する理由についての説明
- (3) 提案または拒否された措置として用いられた学校の各評価手順、評価、記録、または報告についての説明
- (4) 障害を持つ子どもの親が、この手続きの保護措置の下で保護されているという声明、およびこの通知が評価のための初期の照会ではない場合、手続き上の保護措置の説明書の写しを取得することのできる手段
- (5) 特殊教育要件を理解するための支援を得るために保護者が連絡することのできる情報源
- (6) ARD 委員会が検討した他のオプションの説明、およびそれらのオプションが拒否された理由
- (7) 学校の提案または拒否に関連するその他の要因についての説明

保護者の同意（Parental Consent）

学校があなたによる承諾を得ない限り、特別教育プロセスには、実施不可能な一定の活動があります。学校は、提案された活動の説明を含め、良い意思決定を行うことができるよう、必要なすべての情報を十分に通知する必要があります。

そうした情報は、あなたの母国語または他のコミュニケーション手段で提供されるものとします（この方法で情報を提供することが明らかに実行可能でない場合を除きます）。開示される記録がある場合、学校は、対象の記録および開示対象の一覧が明示される必要があります。

承諾を与えることで、承諾を求められる対象の活動を学校が実施するのを書面にて理解し、同意することになります。承諾は任意であり、活動が行われる前であればいつでも取消可能であることを理解しておくことが大切です。しかし、活動について承諾を取り消しても、遡及効果はありません。

以下は、あなたの承諾を必要とする活動例です。

- 子どもの初期評価
- 3年に1回の子どもについての再評価、またはより多くの情報が必要な場合は、さらに頻回の再評価、およびあなたや子どもの教師による再評価の要求
- 初回の特別教育および関連サービスの提供
- 会議がカリキュラムまたは関連サービスのメンバーの領域の変更や協議を伴う場合における、ARD 委員会の委員による ARD 委員会への出席の免除
- 二次移行サービス（secondary transition services）の提供または支払に責任を負うと考えられる関与機関の代表者の招待。

評価手順（Evaluation Procedures）

完全かつ個別の評価（**FIE**）に同意する場合、学校は、自らが実施する評価手順について事前に書面で通知する必要があります。また、子どもが初めて評価される場合は、手続き上の保護措置の通知書の写しを提出する必要があります。学校は、あなたが提供する情報を含む、子どもについての関連する機能的、発達的および学術的情報を収集するために、さまざまな評価ツールと戦略を使用する必要があります。学校は、障害があるかどうかを判断し、適切な教育プログラムを決定するための唯一の基準として、測定または評価を使用することはできません。学校は、あなたの子どもが障害を持っているかどうかを決定し、教育的ニーズを決定するために、疑わしい障害に関連するすべての分野で子どもを対象とする評価を行わなければなりません。評価プロセスは以下の条件を満たす必要があります。

- 子どもの学習・発達・機能面のパフォーマンスに関する情報が含まれている、
- 訓練を受けた、知識のある職員による管理、実施者の指示に従って、評価が有効で信頼できる目的で管理されている
- 子どもの母国語または他のコミュニケーション手段で管理される（不可能でない限り）
- 子どもの文化的背景、人種、または障害に関係なく、偏見を伴わない、あるいは子どもを差別することのないように提供されること。

初期評価および結果報告は、学校があなたから書面による以下承諾を受領した日から45通学日以内に完了すべきとしますが、ただし、子どもが評価期間中、3通学日以上欠席した場合、評価機関は、子どもが欠席した通学日数分だけ伸張されます。学校は、評価報告書の写しを無償で提供すべきとします。

子どもが学校年度の9月1日時点で、5歳未満であり、公立学校に未就学の場合、または年齢に関係なく、私立学校に就学している、あるいはホームスクーリングという学習形式を行っている場合、初期評価および結果報告は、学校があなたから書面による承諾を受領した日から45通学日以内に完了すべきとします。

学校が学校年の最終の教育日の35日前まで（ただし、45日前を超えない）に初期評価についてあなたから承諾を得る場合、45通学日という期日の例外が存在します。この場合、書面による報告書および該当する年の6月30日までに完成および提供される必要があります。ただし、子どもが評価期間中、3日以上にわたって欠席する場合、6月30日の期日は適用されなくなります。その代わりに、一般的な45通学日という期日および3日以上欠席日数分の延長が適用となります。

初期評価に承諾しない場合、学校は、調停の申請または適正手続による聴聞の申請によって、評価を進めることができます（ただし、評価を進めるのは義務ではありません）。学校は、評価を進めないことを決定する場合でも、特別教育および関連サービスを必要とする、障害を持つ全ての子どもの特定、配置、評価にあたっての、IDEAに基づく要件の違反にはあたりません。この要件は学校の*child find duty*（子どもの発見義務）と呼ばれます。

入校、審査、退校委員会会議

（Admission, Review, and Dismissal Committee Meetings）

初期評価報告が完了したら、ARD 委員会を開催し、報告書の検証、ならびに子どもが特別教育および関連サービスの適格者であるかどうかの判定が実施されるべきとします。ARD 委員会の委員には以下が含まれます。

- 保護者、
- 子どもの IEP の一部の実施に責任を負う（可能な場合）1人以上の正規教育教師、
- 子どもの1人以上の特別教育担当教師または担当者、
- 学校の代表者、
- 評価結果の指導上の意味を解釈することのできる人、
- 子どもについて熟知している、または特別な知識を持っており、あなたまたは学校から招待されているその他の個人、
- 当事者の子ども（適切な場合）、

- 適切な範囲で、あなたによる書面による承諾を得た場合、または、その子どもの書面による承諾を得た場合（子どもが18歳以上の場合）、移行サービスの提供あるいは支払いに責任があると考えられる関与機関の代表者、
- 子どもがキャリアまたは技術専門教育における初期あるいは継続配置（クラス分け）を検討されている場合、キャリアまたは技術専門教育の代表者（教師が望ましい）、
- 子どもが英語学習者であると特定されている場合、語学能力評価委員会（language proficiency assessment committee）の専門スタッフ。

さらに、ARD 委員会には、該当する場合、以下も含まれます。

- 子どもが聴覚障害または難聴であると疑われている、あるいはそのように立証されている場合、聴覚障害や難聴の生徒向けの教育において認証を受けている教師、
- 子どもが視覚障害を持つと疑われている、またはそのように立証されている場合、視覚障害を持つ生徒向けの教育において認証を受けている教師、
- 子どもが視聴覚障害者であると疑われている、またはそのように立証されている場合、視覚障害を持つ生徒向けの教育において認証を受けている教師、ならびに聴覚障害や難聴の生徒向けの教育において認証を受けている教師。

学校は、子どもを対象とする各 ARD 委員会会議にあなたを招待し、片方または両方の親が参加するよう全力を尽くすべきとします。会議についての書面による通知は、より短い時間枠に合意しない限り、会議の5通学日前までに提供される必要があります。書面による通知には、会議の目的、時刻、場所および参加予定者一覧が明示される必要があります。英語を話すことができない場合、学校は、明らかに実行不可能でない限り、あなたの母国語による通知を発する必要があります。母国語が書き言葉でない場合、学校は、理解することができるよう、通知が口頭またはその他の手段に翻訳されているように徹底するための措置を講じることとします。

ARD 委員会は、あなたと学校が合意であることのできる日時と場所にて行われるべきとします。学校側が提案する日時があなたにとって都合が良くない場合、学校は合理的な努力を行い、あなたの都合の良い日時を見つけることとします。どちらの親も会議に出席できない場合、電話またはビデオ会議などの代替手段にて出席することができます。学校は、出席すべくあなたを納得させることができない場合、あなた抜きで会議を実施することができます。

ARD 委員会の委員は、自身のカリキュラムまたは関連サービス領域が会議の中で修正あるいは協議されていないことを理由に、自らの出席が必要でない場合、ARD 委員会会議の全部もしくは一部の参加が免除されることがあります。そうした免除について書面で同意する必要があります。

ARD 委員会の委員は、会議に自身の領域のカリキュラムまたは関連サービスの修正あるいは協議が伴わず、あなたと学校が書面で免除について承諾し、かつ、出席免除対象の委員が会議に先だって IEP の進展に対する所見を文書で提出している限り、ARD 委員会会議への出席が免除されることがあります。

適格性 (Eligibility)

子どもが特別教育および関連サービスの適格者かどうか判定するうえで2つのパートから成るテストがあります。(1) 子どもは障害者であることが不可欠で、かつ、(2) 障害の結果として、子どもが特別教育および関連サービスにて教育を享受することが必要である。2部構成の適格性テストの前半を満たすには、別段の指定のない限り、3～21歳の子どもが以下に一覧されている障害者カテゴリーの1つ以上について基準を満たす必要があります。

- 自閉症、
- (生まれつき～21歳まで) 聴覚障害または難聴、
- (生まれつき～21歳まで) 視聴覚障害、
- 情動障害、
- 知的障害、
- 複合障害、
- 非カテゴリー-幼年期 (3～5歳) 、
- 肢体不自由、
- その他の健康障害、
- 特定の学習障害、
- 言語障害、
- 外傷性脳損傷、
- 視覚障害 (生まれつき～21歳まで) 。

ARD 委員会は、初期評価報告の完了日から30暦日以内に、適格性判定を行う必要があります。30 暦日目が夏期の学校休暇中にあたる場合、ARD 委員会は、初期評価から、子どもが夏期中に学年延長（ESY）サービスを必要とすることが示唆されない限り、初期の適格性判定、IEP、配置（クラス分け）についての決定を、秋期の授業開始日までに最終的に決定する必要があります。

ただし、学校が学校年の最終教育日の35日（ただし、45日を超えない）前までに初期評価についてあなたの承諾を受領し、子どもに係る承諾を付与されてから最終の指導日までの間、3日以上欠席していた（評価報告の6月30日までの受領条件は満たされている）場合、ARD 委員会は、初期評価から、子どもが夏期中に ESY サービスを必要とすることが示唆されない限り、次の学校年の第15日目の通学日までに、会議を開いて評価報告を検証することとします。評価から、子どもが夏期中に ESY サービスを必要とすることが示唆される場合、ARD 委員会は、可能な限り速やかに、子どもの評価を検証するために会議を開くこととします。

学習面で困難を経験しているすべての生徒が特別教育および関連サービスの適格者というわけではありません。子どもの問題が、主として、読みまたは数学におけるしかるべき指導の不足、あるいは英語能力が限定的であるという事実に起因する場合、子どもはIDEA に基づく障害者とは判定されません。評価にて、子どもが障害を抱えていないことが反映されている場合、キャンパスベースのサポートチームが対応し、子どもを支援するような一般教育の他のサービスまたはプログラムを推奨することがあります。

評価から、子どもに障害があることが明らかになると、ARD 委員会は、子どもが教育を享受できるよう特別教育および関連サービスを必要としているかどうかを検証し、一般教育カリキュラム（すなわち、障害のない子供と同じカリキュラム）サービスに関与し、進歩するために、2部構成の適格性テストの後半を満たすかどうか判断すべきです。

サービス初期提供（Initial Provision of Services）

子どもが特別教育および関連サービスの適格者である場合、学校には、最も制約の少ない環境下でのFAPE提供が求められます。このことは、ARD 委員会による IEP 開発および学校による IEP 実施によって成就されます。ただし、学校は、初期の特別教育および関連サービスを提供できるようになる前に、あなたからサービスに対する承諾を得る必要があります。学校は合理的な努力を講じ、初期のサービス提供にあたってのあなたの同意を得る必要があります。初期のサービス提供に承諾しない場合、学校は、仲裁の依頼または適正手続による聴聞の申請によって、あなたによるサービス承諾拒否を覆すことはできま

せん。承諾しない限り、特別教育および関連サービスは一切提供されません。あなたが同意を拒否する、または特別教育および関連サービスの初期の提供に対する同意の要請に応答しない場合は、学校は、あなたの子どもが FAPE を利用できるようにする義務に違反しているとはみなされません。

個別教育プログラム (Individualized Education Program)

IEP の主要な構成要素の例。

- 子どもの現時点での、学業成績と機能的パフォーマンスのレベル (PLAAFP)
- 計測可能な年間目標 (学習や機能目標を含む)
- 特別教育・関連サービス・提供される付加的補助とサービスについての説明
- 子どもが州および地区規模のアセスメントに参加する方法についての情報 (子どもが評価を受けるために必要な個別の適切な宿泊施設についての説明、子どもが通常の州全体評価の代わりに代替評価を受ける必要があるかどうか、なぜ代替評価が子どもに適切であるかについての声明を含む)
- 適時年齢での移行サービス
- 必要と判断される場合、一定の障害・ニーズまたは状況を抱える子どもを対象に解消されるべきその他の考慮されるべき領域

TEA が開発しているモデル IEP フォーム :

https://tea.texas.gov/Academics/Special_Student_Populations/Special_Education_SPED/Programs_and_Services/IEP_Model_Form 子どもの学校は、このモデルフォームを使用することがあります。

IEP の開発において、以下をはじめ、ARD 委員会が考慮すべきいくつかの事項があります。

- 子どもの長所、
- 子どもの教育を強化することに関してのあなたの懸念、
- 子どもの直近の評価の結果、
- 子どもの学業・発達・機能上のニーズ。

加えて、ARD 委員会は、以下のように、一部の子どもを対象とする特別因子に対応する必要があります。

- ポジティブな行動介入やサポートおよびその他の戦略の使用による、子どもの行動が学習を妨げる際の行動の解決の検討、
- 限定的な英語能力の子どもとして適格である場合に、その IEP に関係する子どもの語学ニーズの検討、子どもが盲目である、あるいは視覚障害者である場合に、点字または点字の使用の指導が不十分であると委員会が判定しない限り、点字および点字の使用の指導の提供、
- 障害のある子ども、ならびに聴覚障害または難聴である子どものコミュニケーションのニーズの検討、子どもの語学とコミュニケーションのニーズ、子どもの言語・コミュニケーション手段・学業レベルにおけるあらゆるニーズ、同級生や専門職員との直接コミュニケーションの機会（子どもの言語やコミュニケーション手段での直接指導の機会を含む）の検討、
- 子どもが支援技術デバイスやサービスを必要とする障害を有しているかについての検討

現時点での、学業成績と機能的パフォーマンスのレベル

(Present Levels of Academic Achievement and Functional Performance)

IEP には子どものPLAAFP のステートメントが含まれている必要があります。このステートメントでは、障害がどのように一般カリキュラムへの関与および一般カリキュラムへの進展にどのように影響を及ぼすかを含める必要があります。子どもが未就学児の場合、ステートメントは、障害がどのように年齢相応の活動に影響を及ぼしているかを説明する必要があります。

年間目標 (Annual Goals)

IEP には、子どもが学問および機能目標を含む一般カリキュラムに係る関与と進展を果たすことができるよう、障害の結果としての子どものニーズを満たすことを念頭に入れた測定可能な目標が組み込まれていることが不可欠です。さらに、こうした目標は子どもの障害に起因するその他の教育ニーズも満たすべきです。IEP は、年間目標に対する子どもの進展がどのように測定されるか、ならびに進展報告が提供されるタイミングを詳述する必要があります。

特別教育、関連サービス、ならびに提供される付加的補助とサービス

(Special Education, Related Services, and Supplementary Aids and Services)

ARD 委員会は、以下のためにどのようなサービスが必要か判断します。

- 子どもが年間目標を達成するために適切に進展を遂げるのを可能にすること、
- 課外および非学業活動への参加を含む一般カリキュラムに参加および進展を遂げること、
- 障害のない子どもとともに教育を受け、参加すること。

IEP には、子どものために、または子どもに代わって提供される必要な特別教育、関連サービス、補足的補助やサービスについてのステートメントが含まれる必要があります。こうしたサービスは、実施可能な範囲で同業者により審査されたりサーチに基づく必要があります。

加えて、IEP には、必要なプログラムの変更、ならびに提供される学校職員向けのサポートについてのステートメントが含まれるべきとします。さらに、IEP には、予定のサービスおよび変更の開始日、そうしたサービスや変更についての、予測される頻度、場所、期間も明示される必要があります。

州のアセスメント (State Assessments)

連邦法に基づき、学校が、子どもに州の学習コンテンツ標準を指導するうえで成功しているかを判定するために、州のアセスメントを全ての子どもを対象に実施する必要があります。テキサス州では、学習コンテンツ標準は、Texas Essential Knowledge and Skills (テキサス州必須知識とスキル) と呼ばれていて、TEA ウェブサイトで確認できます。

https://tea.texas.gov/Academics/Curriculum_Standards/TEKS_Texas_Essential_Knowledge_and_Skills 特別教育および関連サービスを受領する子どもは、定期的な評価、または代替の学業成績基準に適合する、最も深刻な認知障害のある子どもに対する代替の評価のいずれかの適切な州のアセスメントを受けます。子どもが定期的な評価を受けるか代替評価を受けるかに関係なく、評価は、州の学術コンテンツ基準に適合しており、子どもの IEP にて示されるように、必要に応じて州および地区全体の評価について適切な対応を受ける必要があります。

ARD 委員会が、子どもがアセスメントに参加するにあたって便宜が必要であると判断する場合、IEP には、しかるべき便宜についてのステートメントを含める必要があります。便宜についての情報：

https://tea.texas.gov/Student_Testing_and_Accountability/Testing/Student_Assessment_Overview/Accommodation_Resources

ARD 委員会が、子どもは特定の州または地区のアセスメントの代わりに代替アセスメントを受けるべきだと判断する場合、子どもが通常のアセスメントに参加できない理由、ならびに選択された特定の代替アセスメントが子どもに相応しい理由についてのステートメントを提供する必要があります。加えて、子どもが

代替の評価を受けている場合、子どもの IEP にはベンチマークまたは短期目標も含める必要があります。ベンチマークまたは短期目標は、代替の学業成績基準に適合する代替の評価を受けている最も深刻な認知障害のある生徒にのみ必要です

子どもが州のアセスメントにて十分なパフォーマンスを発揮できない場合、ARD 委員会は、子どもが促進指導プログラム (accelerated instruction program) または集中指導プログラム (intensive program of instruction) に参加するうえでの手段や方法を明示する必要があります。

移行 (Transition)

IDEA および州法は、年齢の高い生徒向けの IEP が移行サービスに対処することを要求します。移行サービス (Transition services) とは、子どもが学校から卒業後活動に移行するのを支援するよう考案されている調整された活動群です。ただし、移行サービス開始の年齢は、連邦および州法に基づき、一定ではありません。テキサス州法において、2018～2019年度の学校年から始まり、生徒が14歳にするまでに、ARD 委員会は、必要に応じて IEP にて以下を検討および解決する必要があります。

- (1) 生徒の公立学校システム外への生活への移行にあたっての適切な生徒関与、
- (2) 生徒が 18 歳未満の場合、生徒の保護者、ならびに以下によって参加を勧められたその他の人による生徒の移行への適切な関与：
 - (A) 生徒の保護者、または、
 - (B) 生徒在籍する学校のある学区、
- (3) 生徒が 18 歳以上の場合、生徒の保護者やその他の人が、以下に該当する場合、これらの人による生徒の移行と将来への関与：
 - (A) 生徒、または生徒在籍する学校のある学区によって参加を勧められていること、
 - (B) 支援型の意思決定合意に基づく参加にあたって、生徒の承諾を得ていること、
- (4) 高等教育レベルの課程に対する準備を含む、適切な高等教育後の教育オプション、
- (5) 適切な機能職業評価、
- (6) 適切な雇用目的と目標、
- (7) 生徒が 18 歳以上の場合、その移行目的や目標と一致した、高等教育または訓練、競争の激しい統合雇用、あるいは自立した生活のための準備を行うコミュニティ設定や環境を含む、年齢相応の指導環境の利用可能性、
- (8) 適切な自立した生活の目的や目標、

- (9) 生徒またはその保護者をサービスあるいは公益目的で政府機関に照会するのを促進する適切な環境（生徒が利用できる公益のために、生徒をウェイティングリストに登録するための、政府機関への照会を含む）、
- (10) 以下に係る、適切な使用と利用可能性。
- (A) 付加的補助、サービス、カリキュラム、ならびに生徒の意思決定スキルの開発を補助するその他の機会、
 - (B) 支援型の意思決定合意を含む、生徒の自律性や自決を養うためのサポートとサービス。

IDEA の B 部分では、子どもの16歳の誕生日に、または ARD 委員会によって適切と判断される場合には16歳未満で、最初のIEP が発効する前までの開始が義務付けられおり、IEP は、訓練、教育、雇用、ならびに、該当する場合、自立生活スキルに関連する年齢相応の移行アセスメントに基づいた妥当な測定可能の高等教育目標を含める必要があります。IEP は、子どもがこうした目標を達成するのを補助するのに必要な移行サービスを組み込む必要があります。

移行サービスおよび高等教育目標について協議される際、子どもはARD 委員会会議に招かれます。子どもが会議に出席しない場合、ARD 委員会は、子どもの好みや興味が考慮されるように、他の措置を講じる必要があります。また、子どもが14歳以上18歳未満の場合、ARD 委員会は、あなた、ならびにあなたと学校によって参加が招かれるその他の人による、生徒の移行への関与を検討する必要があります。加えて、可能な範囲で、学校は、あなたによる書面による承諾を得て、または、成人である生徒の書面による承諾を得て、移行サービスの管轄あるいは支払いに責任があると考えられる関与機関の代表者を招く必要があります。

子どもが18歳になると、ARD 委員会は、あなた、またはその他の人が以下に該当する場合、あなた、またはその他の人による生徒の移行および将来への関与を勧告し、該当する場合、そうした関与を明確化する必要があります：

- 成人の生徒、または成人の生徒が通う学校の LEA によって参加が招かれていること、あるいは
- 支援型の意思決定合意に準じる参加にあたって、成人の生徒の承諾を得ていること。

成人の生徒（Adult Students）

子どもは、18歳の誕生日に、*成人の生徒*となります。成人の生徒には、法に基づいて無能力と判定されない限り、自らで意思決定を行うことができます。子どもが18歳になる1年以上前に開かれる ARD 委

員会会議にて、子どもには、教育上の意思決定を行う権利が保護者から本人に譲渡されることを知らされます。子どもの IEP には、保護者と子どもに権利の譲渡について知らされたことを立証するステートメントが含まれる必要があります。さらに、親権や後見の代替について共有される情報およびリソース、ならびに自立生活を補助する目的のその他のサービスやサポートに関して共有される情報を明示するステートメントも含める必要があります。

あなたの権利が子どもである成人の生徒に譲渡される場合、あなたと成人である生徒は双方とも、以降、必要なあらゆる通知を受け取ります。しかし、ARD 委員会会議の通知は、あなたに会議に参加するよう招待するものではありません。子どもである成人の生徒があなたを招くか、またはあなたを招く許可を学校に付与する場合にのみ、会議に参加することができます。

自閉症児 (Children with Autism)

自閉症児については、実行可能な限り、同業者により審査されたりサーチベースの教育慣行に基づき、19 TAC §89.1055(e) に従って検討すべき戦略が11あります。必要に応じ、こうした戦略は IEP にて対応される必要があります。必要でない場合、IEP には、その趣旨、ならびに決定が下された際の根拠についてのステートメントが組み入れられる必要があります。ARD 委員会が勘案すべきその他の戦略：

- 拡張教育プログラミング (Extended educational programming) 、
- 最小の未規定時間 (unstructured time) を反映する日々のスケジュール、
- 社内およびコミュニティベースの訓練、または実行可能な代替手段、
- ポジティブな行動サポート戦略、
- 将来の計画、
- 保護者/家族訓練およびサポート、
- 特定された活動に最適なスタッフと子どもの比率、
- コミュニケーション介入、
- 社交スキルサポートおよび戦略、
- 専門教育者/ スタッフサポート、
- 同業者により審査されたりサーチベースの慣行に立脚した指導戦略。

聴覚障害または難聴の子ども (Children Who Are Deaf or Hard of Hearing)

聴覚障害または難聴の子どもについては、ARD 委員会は以下の点で子どものことを勘案する必要があります。

- 言語とコミュニケーションのニーズ、
- 子どもの言語およびコミュニケーション手段による同級生や専門職員と直接のコミュニケーションを図る機会、
- 学業レベル、
- 子どもの言語およびコミュニケーション手段による直接のコミュニケーションを図る機会を含む、子どものあらゆるニーズ。

盲目である、または視覚障害を持つ子ども (Children Who Are Blind or Visually Impaired)

法の下において、盲目である、または視覚障害を持つ子どもについては、ARD 委員会は、点字が子どもの適切な識字伝達手段でないと判断および立証しない限り、点字ならびにその使用を、子どもの IEP 指導に組み入れる必要があります。ARD 委員会の決定は、子どもの適切な識字伝達手段と識字スキルの評価、ならびに現在および将来の指導ニーズに立脚すべきです。

法の下において、盲目である、または視覚障害を持つ子どもについては、ARD 委員会は次についての子どものニーズを勘案する必要があります。

- 点字や概念開発などの代償機能、および残りのカリキュラムにアクセスするために必要なその他のスキル、
- オリエンテーションとモビリティサービスの指示、
- 社交スキル、
- キャリアプランニング、
- 支援技術（光学装置を含む）、
- 自立生活スキル、
- レクリエーションとレジャー環境、

- 自己決定、
- 感覚効率。

行動介入計画（Behavioral Intervention Plan：BIP）

ARD 委員会が、行動介入計画または BIP が子どもに相応しいと判断する場合、係る計画は子どもの IEP の一部として組み込まれ、子どもの教育を管轄する各教師に提供される必要があります。

学年延長サービス（Extended School Year Services）

ARD 委員会は、子どもが ESY サービスの適格者かどうかを検討する必要があります。子どもの現時点の IEP 目標と目的にて対処されている重要な領域の1つ以上において、子どもが、合理的な時間内に回復を果たすことのできない重度の、または相当な退行を発症する、あるいは発症すると合理的に考えられる場合、子どもは ESY サービスの適格者です。*重度の、または相当な退行*という言葉は、子どもが、ESY サービスを使用しない場合、1つ以上の重要なスキルを維持できなかった、あるいは維持できないということです。

ARD 委員会が、子どもには ESY サービスが必要と判断する場合、IEP は、IEP のどの目標や目的が ESY サービスにおいて対処されるかを特定する必要があります。学校が、子どもの年次 ARD 委員会会議にて ESY サービスを協議することを提案しない場合、ARD 委員会が子どもの ESY サービス適格性を協議するよう求めることができます。ESY サービスについての情報：

https://tea.texas.gov/Academics/Special_Student_Populations/Special_Education/Programs_and_Services/Extended_School_Year_Services_for_Students_with_Disabilities

配置（クラス分け：Placement）

IDEA は、障害を持つ子どもが *最も制約の少ない環境*下で教育を受けることを要求します。すなわち、子どもは、適切な最大限の範囲で、障害を持たない子どもたちとともに教育を受けなければならないということです。通常の教育環境からの子どもの除外は、障害の性質または重度を理由に、付加的補助やサービスの利用を伴う通常授業での教育を十分に実現できない場合に限り許可されます。

*付加的補助やサービス*とは、通常の授業、その他の教育関連環境、ならびに課外および非学業環境において、最大限の適切な範囲で障害を持たない子どもたちとともに教育を受けられるようにする目的で、提供される補助、サービス、その他のサポートのことです。

特別教育プロセスの中核部分には、子どもの IEP 実施にあたっての適切な教育配置（クラス分け）の決定が伴います。配置（クラス分け）とは、障害を持つ子どもに用意されている、一連の配置オプション（通常クラス、特別クラス、特別学校、宿題や課題、病院や機関での指導）に沿う項目のことです。そして、配置（クラス分け）は、サービスが実施される具体的な物理的場所または現場を指しません。ARD 委員会は、子どもの IEP に基づいて教育配置（クラス分け）を決定します。

ARD 委員会の決定（ARD Committee Decision）

IEP の必須要素に関する ARD 委員会の決定は、可能な限り、委員の相互合意によって行われるべきとします。この相互合意はコンセンサスと呼ばれます。ARD 委員会はコンセンサスに向けて取り組むべきとしますが、学校は、FAPE 受領にあたって子どもが必要とするサービスを IEP が必ず組み入れるよう徹底する責任を負います。過半数の投票に基づいて ARD 委員会の決定を下すのは適切ではありません。IEP は、あなたと管理者が ARD 委員会の決定に賛成かどうかを明示すべきとします。

ARD 委員会の決定に賛成しない場合、あなたと学校が相互に別段の合意をしない限り、10通学日以内の期間で委員会の休会を求める1回限りの機会が与えられます。休会および再招集の提案を受諾する場合、ARD 委員会は、相互に合意される日時と場所にて会議の再招集日程を計画する必要があります。ただし、子どもがキャンパスに存在することが子どもや他の人に物理的な危害を及ぼすことになる場合、または、子どもが退学対象の犯罪、あるいは懲戒的な代替教育プログラムにおける配置（クラス分け）につながるような犯罪に手を染めた場合、ARD 委員会は、あなたが ARD 委員会の決定に賛成しなくても、休会する必要はありません。

休会中、委員たちは代替措置の検討、追加情報の収集、さらなる証拠文書の作成、および/または付加的なリソースの入手など、ARD 委員会が相互合意に達するうえで有用となるような行動をする必要があります。ARD 委員会が再招集され、かつ、依然としてあなたが賛成できない場合、そうした不賛成が承諾を必要とするサービスの初期提供を伴わない限り、学校は、子どもに適切であると判断した IEP を実施する必要があります。

相互合意が得られない場合、その根拠についてのステートメントが IEP に組み入れられるべきとします。ARD 委員会の決定に賛成しない場合、自身の非合意についてのステートメントを作成する機会が提供されるべきとします。より短い時間枠に同意しない限り、学校は IEP を実施する少なくとも5通学日前までに書面による通知を提供する必要があります。

また、ARD 委員会は、IEP のすべての必要な要素について合意に達することができない以外の理由から休会を選択することができます。

IEP の写し (Copy of IEP)

学校は、子どもの IEP の写しを無償で提供する必要があります。19 TAC §89.1050(i) に基づいて、あなたが英語を話せず、母国語がスペイン語の場合、学校は子どもの IEP の書面の写しまたはオーディオ録音したものをスペイン語に翻訳して提供すべきとします。あなたが英語を話せず、母国語がスペイン語でない場合、学校は子どもの IEP の書面の写しまたはオーディオ録音したものをあなたの母国語に翻訳して提供するように誠意を持って努力すべきとします。あなたが英語を話せず、母国語が書き言葉でない場合、学校は、子どもの IEP があなたの母国語に口頭またはその他の手段で翻訳されるよう徹底すべく措置を講じる必要があります。書面による翻訳とは、子どもの IEP 内の文章のすべてが書面形式で記されているということです。学校は、子どもの IEP のすべてのコンテンツが口語に翻訳および録音されている限り、会議の通訳者や翻訳という形で補助を受けている場合、ARD 委員会会議のオーディオ録音したものを提供することができます。

IDEA の B に基づき学校は、難聴または母国語が英語以外の保護者の通訳を手配するなど、保護者が ARD 委員会の会議の議事を確実に理解するために必要な措置を講じる必要があります。

IEP の審査 (Review of the IEP)

ARD 委員会は、年に1回以上、会議を開いて子どもの IEP を審査し、年間目標が達成されているかどうか判定する必要があります。ARD 委員会は、年に1回以上の頻度で会議を開き、適宜、以下に対応すべく、子どもの IEP を修正することができます。

- 年間目標ならびに一般カリキュラムにおける期待されている進展が見られないこと、
- 再評価の結果、
- 保護者への、または保護者による子どもに関する情報提供、
- 子どもの予測されるニーズ、
- その他の事項。

子どもに関する教育上の懸念の協議を目的に、ARD 委員会会議を求めることができます。学校は、会議を開く要請に応えるか、または、5通学日以内に、会議招集を却下する理由を説明する書面による

通知書を提供するかのいずれかを行うべきとします。英語を話すことができない場合、学校は、明らかに実行不可能でない限り、あなたの母国語による通知を発する必要があります。母国語が書き言葉でない場合、学校は、理解することができるよう、通知が口頭またはその他の手段に翻訳されているように徹底するための措置を講じることとします。

あなたと学校は、ARD 委員会会議を開くことなく、IEP の変更を行うことに合意することができます。ただし、適格性判定の変更、配置（クラス分け）の変更、症状の判定（manifestation determinations）は、ARD 委員会会議にて行われる必要があります。IEP が ARD 委員会会議の場以外で変更される場合、合意された変更を明示する文書が必要です。学校は、要請があれば、変更実施後の修正版の IEP の写しを提供する必要があります。加えて、学校は、子どもの ARD 委員会にこれらの変更について通知する必要があります。

再評価（Reevaluation）

子どもが特別教育および関連サービスを受け始めるようになれば、定期的な再評価が必要です。学校は合理的な努力を講じ、再評価にあたってのあなたの同意を得る必要があります。合理的な努力がなされたにもかかわらず、あなたに対応しない場合、学校は、あなたによる承諾なしに、再評価を行うことができます。子どもの再評価にあたっての承諾を拒否する場合、学校は、適正手続による聴聞の申請を行ってあなたによる再評価の不承諾を覆すことができますが、これは義務ではありません。学校は、再評価に対するあなたの不承諾を無効にしない場合、Child Find（子どもの発見）義務または子供を評価する義務に違反しません。

再評価は初期評価に似ています。再評価は、子どもが引き続き障害を持ち、教育的ニーズを決定するのに十分包括的であることが必要です。あなたと学校が別段の合意をしない限り、子どものニーズについての再評価は3年に1回以上の頻度で行われる必要があります。あなたと学校が合意しない限り、1年に複数回の再評価を行うことはできません。

既存の評価データの審査（REED）は、初期評価の一環として、ならびに、該当する場合、IDEA に基づく子どもの再評価の一部として実施されるべきです。学校には、既存の評価データを審査するにあたってあなたから承諾を得ることは求められません。REED は、あなたを含めた ARD 委員会によって実施されるべきですが、会議の形式を取る必要はありません。委員たちは、提供される情報を含む子どもについての既存の評価データの審査を行い、評価または再評価の範囲を判断する必要があります。

子どもがすでに特別教育および関連サービスを受けている場合、ARD 委員会は、子どもの特別教育ならびに関連サービスに対する追補や変更が必要かどうかを判定するために、該当する場合、どんな追加評価が必要かを判断します。

ARD 委員会が、子どもが継続して特別教育および関連サービスを必要とするかどうかを判断するのに追加の評価が不要であると判定する場合、決定の理由を説明する必要があります。既存の評価データが十分であると ARD 委員会が判断した理由が説明されたら、あなたから要請がない限り、学校は、必要な再評価を完了するために新規の評価を実施する必要はありません。

独立教育評価（Independent Educational Evaluation：IEE）

学校による評価または再評価に同意できない場合、学校の経費負担で、IEE を申請することができます。学校は、IEE を取得できる場所に関する情報を提供し、IEE 取得にあたっての学校の基準の写しを提供する必要があります。IEE は学校の基準を満たす必要があります。IEE を申請する場合、学校は IEE の支払を行うか、または係る評価が適切であることを示すために、遅延なく、適正手続による聴聞会を要請するかのいずれかを行う必要があります。学校が評価を行う都度ごとに、公費にて1回のみ IEE を申請することができます。学校が聴聞を申請し、聴聞官が学校の評価は適切であると判定する場合でも、あなたには IEE を申請する権利はありますが、ただし、学校は経費を負担しないこととします。学校の基準を満たす IEE から取得した情報は、学校が IEE の支払を行うかどうかに関係なく、FAPE の提供について、ARD 委員会にて検討される必要があります。

サービスの承諾の取消（Revocation of Consent for Services）

特別教育および関連サービスの初期提供を承諾する権限同様、サービスの承諾の取消を行う権限があります。承諾の取消は書面で行う必要があります。学校は、あなたからの書面による取消を受領したら、あなたの決定を尊重する必要があります。ただし、学校は、サービスを中断する前に、サービス中断の旨を事前に書面で通知する必要があります。学校は、サービスを中断すべきですが、子どもの教育記録を修正して過去の特別教育および関連サービスへの参照や照会を削除する必要はありません。

特別教育および関連サービスの継続提供についての承諾を取り消す場合、子どもは一般教育の生徒と見なされ、IDEA に基づく保護を受けることはできません。さらに、サービスについての承諾を取り消す場合、学校は、あなたの決定を覆す、または不服を申し立てるために仲裁あるいは適正手続による聴聞の申請を要求しない場合があります。

卒業 (Graduation)

テキサス州における公教育制度の目的の1つは、全生徒が高等学校修了証の交付を受けるまで、在学し続けることです。生徒は、正規の高等学校修了証の交付を受けて卒業するには、一定の標準を満たす必要があります。特別教育および関連サービスを受けている子どもについては、学校は、生徒の卒業準備または特別教育および関連サービスの終了にあたって、当該生徒が年齢適格性要件を満たさなくなることから、一定の手順を順守する必要があります。加えて、ARD 委員会は、卒業に関連する一部の決定において重要な役割を果たします。

IDEA に基づき、特別教育および関連サービスは、適格の子どもが正規の高等学校修了証の交付を受けて卒業するか、またはテキサス州では21歳、または生徒の22歳の誕生日までとなっている州法に基づく適切な公共教育のための年齢適格性要件を満たさなくなるかするまで、そうした子どもあるいは成人の生徒を対象に利用可能であるべきです。学校年の9月1日の時点で21歳である特別教育および関連サービスを受ける成人の生徒は、該当の学校年終了まで、または、一般教育において適用となるカリキュラム標準および単位要件を充足して卒業し、正規の高等学校修了証の交付を受けるまでの、いずれか早期到来時までサービスを受けられる資格者です。

子どもまたは成人の生徒の特別教育の適格性が、正規の高等学校修了証の交付を受けて終了する、または特別教育および関連サービスの年齢適格性要件を満たさなくなった場合、学校は、サービス終了の旨を書面により通知する必要があります。さらに、学校は、学業成果および機能パフォーマンスの概要を子どもまたは成人の生徒に提供すべきとします。これには、子どもまたは成人の生徒が高等教育の目標を達成するのを支援する方法に関する推奨事項が含まれます。

特別教育および関連サービスを受ける子どもまたは成人の生徒は、4つの卒業プログラム（Foundation High School Program、Recommended High School Program、Distinguished Achievement High School Program、Minimum High School Program）の1つに基づく、一般教育において適用となるカリキュラム標準および単位要件を充足することで、ならびに、必須の州アセスメントに合格することで卒業し、正規の高等学校修了証の交付を受けると考えられます。

通常の高校の卒業証書の授与のため特別教育および関連サービスの適格者であるすべての卒業生には、学業成果および機能パフォーマンスの概要が提供される必要があります。この概要では、該当する場合、高等教育目標の達成にあたって生徒をどのように補助するかについての保護者や生徒の見解、

ならびに成人サービス機関（adult service agencies）からの書面による提言が検討される必要があります。一部生徒については、概要に生徒の評価を含める必要があります。

卒業したものの通常の高校の卒業証書を持たない22歳未満の子どもまたは成人の生徒は、IDEA の下で無償の適切な公教育を受ける権利があります。卒業した22歳未満の子どもまたは成人の生徒は、一部状況下では学校にとどまり、22歳を迎える学校年末までサービスを受けられることがあります。子どもが卒業後、学校にとどまろうとする場合、ARD 委員会は必要とされる教育サービスを判断する必要があります。

懲戒処分（Discipline）

障害を持つ子どもに対しては、障害のない生徒に対して適用されないような懲戒処分を適用する特別規則があります。一般として、障害を持つ子どもを、不祥事や違反行為が子どもの障害に関係する場合、連続10通学日を超えて現在の教育配置（クラス分け）から除外することはできません。加えて、障害を持つ生徒に関係して生じる一定の懲罰対象の状況に伴い、ARD 委員会会議を招集する必要が生じます。

短期的な除外（Short-Term Removals）

学校関係者は、子どもが生徒行動規範に違反する場合、現在の教育配置（クラス分け）から除外することができます。懲戒処分が障害のない子どもに適用される範囲において連続して10通学日を超えない場合、ならびに同学校年において連続して10通学日を超えない付加的な除外の場合、除外が配置（クラス分け）の変更に対応しない限りは、個々の不祥事や違反行為1回ごとに、この除外は適切な一時的な代替教育環境（interim alternative educational setting：IAES）、別の環境、あるいは停学という形になる可能性があります。これは多くの場合、10-day rule（10日間ルール）と呼ばれます。

連続した10通学日以下の懲戒処分としての除外については、ARD 委員会会議を招集する必要は生じません。除外が配置の変更を構成しない限り、学区は、障害のある子ども、またはその学年度に現在の配置から10日以内に除外された障害のない子どもにはサービスを提供しません。

合計10日以上の上積的除外（Cumulative Removals Totaling 10 Days or More）

学校関係者は、個々の事象や違反行為1回ごとに、同一の学校年で複数回にわたって短期の除外処

分を命じることができますが、ただし、こうした除外が配置（クラス分け）の変更に相当しないことが条件とします。子どもが同一の学校年において累積除外日数で10通学日間除外された後、現在の除外が連続して10通学日を超えず、配置（クラス分け）変更に相当しない場合、学校は、学習環境は異なるものの、子どもが一般教育カリキュラムに参加を継続できるよう、ならびに、子どもの IEP において規定されている目標に向かって進捗を遂げることができるよう、サービスを提供する必要があります。学校職員は、子どもの教師の1人以上と協議して必要なサービスを決定する必要があります。IDEA は、34 CFR §300.530(d)(5) にて、除外が配置の変更である場合、ARD 委員会が適切なサービスを決定することを要求することに留意してください。

配置（クラス分け）の変更（Change of Placement）

既存の教育配置（クラス分け）からの障害を持つ子どもの除外ですが、係る除外が連続して10通学日を超える、または子どもの除外が日常化している場合、*配置（クラス分け）の変更*となります。除外の日常化とは、以下のとおりです。

- 学校年における除外総日数が10通学日を超える場合、
- 子どもの行動が、過去の事象における行動と大筋で似ており、除外の繰り返しという結果につながる場合、さらに、
- 除外の期間、子どもが除外される総時間数、除外と別の除外との時間的間隔などの他の要素において検討される場合。

学校は、除外の日常化が配置（クラス分け）の変更に相当するかどうか、ケースバイケースで判断します。適法な聴聞会および司法手続きを通じて除外のパターンが発生したかどうか、適正手続による聴聞または司法手続を通じ、学校の決定に異議を申し立てることができます。

学校が、配置（クラス分け）の変更に繋がる除外を提案する場合、学校職員は、係る決定をあなたに通知し、[手続的保護措置に関する通知書（Notice of Procedural Safeguards）](#)の写しを提供する必要があります。これは、子どもの配置（クラス分け）の変更に対する決定が下される日に行われるべきとします。加えて、学校は、ARD 委員会会議を開いて症状の判定（manifestation determination）

を実施する必要があります。症状の判定会議は、子どもの配置を変更する決定がなされた日から10学校日以内に行われなければなりません。

症状の判定 (Manifestation Determination)

症状の判定 (manifestation determination) 時、ARD 委員会は、IEP、教師による観察事項、およびあなたから提供された関連情報を含めた子どものファイルに記述されている全ての関連情報を検証して以下を判定する必要があります。

- 問題の行動 が子どもの障害が原因で起こったか、または子どもの障害と直接かつ実質的な関係がある場合、もしくは
- 問題の行動 が学校による IEP 実施不履行の直接結果である場合。

ARD 委員会は、こうした条件のいずれかが満たされていれば、その行動は子どもの障害の症状であると判断します。ARD 委員会は、いずれの条件も満たされない場合、行動は子どもの障害の症状ではないと判断します。

行動が症状の場合 (When Conduct is a Manifestation)

行動が子どもの障害の症状である場合、ARD 委員会は次のいずれかを行う必要があります。

- 配置 (クラス分け) の変更につながる行動が発生する前に学校が機能的行動評価 (FBA) を実施していない限り、FBA を実施し BIP を実行する、または、
- BIP がすでに策定されている場合、BIP の審査、ならびに行動の改善に必要な変更や修正を実施する。

加えて、ARD 委員会は、以下に該当しない限り、子どもを除外される前の配置 (クラス分け) に戻す必要があります。

- あなたと学校が、子どもの BIP の変更の一環として配置 (クラス分け) の変更合意している、または、

- 子どもによる生徒行動規範の違反に、以下に明示される特殊環境の1つが伴う。

ARD 委員会が、子どもの行動は学校による IEP 実施の不履行が直接結果であると結論付ける場合、学校は緊急に措置を講じ、係る問題を是正する必要があります。

行動が症状に起因しない場合（When Conduct is Not a Manifestation）

行動が子どもの障害の症状に起因しない場合、学校関係者は、他の子ども同様、子どもに懲戒処分を科すことができますが、ただし、適切な教育サービスは継続されるべきとします。子どもが配置される IAES は、子どもの ARD 委員会により決定されます。

特殊環境（Special Circumstances）

学校関係者は、子どもが以下に該当する場合、行動が障害の症状かどうかによらず、最長45通学日にわたって子どもを IAES に除外することができます。

- 学校、学校の敷地または学校の催しの場において武器を携行あるいは保持すること、
- 学校、学校の敷地または学校の催しの場において違法薬物を故意に所持あるいは使用する、もしくは規制薬物を販売する、または販売を唆すこと、
- 学校、学校の敷地または学校の催しの場において他人に深刻なケガを与えたこと。

ARD 委員会は、子どもが配置される IAES を決定します。

特別教育および関連サービス適格性が未決定の子どもを対象とする保護（Protections for Children Not Yet Determined Eligible for Special Education and Related Services）

子どもが、特別教育および関連サービスの適格について未決定であるものの、生徒行動規範に違反する行動に関与している場合、そうした行動が生じる前の時点で子どもに障害があったことを学校が認識している場合、子どもは、IDEA における手続上の保護を求めることができます。本トピックについてのさらなる詳細は、[手続的保護措置に関する通知書（Notice of Procedural Safeguards）](#)にて確認できます。

即決適正手続による聴聞 (Expedited Due Process Hearing)

IAES における配置 (クラス分け) または症状の判定 (manifestation determination) に関する決定に賛成できない場合、即決適正手続による聴聞を申請することができます。さらに、学校もまた、子どもの行動が障害の症状であるとするARD 委員会の決定を受け、子どもの学校復帰に異議を申し立てる場合、即決適正手続による聴聞を求めることができます。

紛争解決 (Dispute Resolution)

障害を持つ子どもについての特定、評価、教育配置 (クラス分け)、FAPE の提供との関連で、その都度、紛争が生じると考えられます。不和が生じた場合は、学校関係者と連携して解消に努めることが推奨されます。保護者を対象に用意されている紛争解決オプションについて学校に尋ねることがあるかもしれません。TEA は、州の IEP ファシリテーション、調停サービス、特別教育不服解消プロセス (special education complaint resolution process)、適正手続による聴聞会という特別教育の不和の解消にあたって4つの公式オプションを用意しています。

TEA の紛争解決オプションの詳細は、[手続的保護措置に関する通知書 \(Notice of Procedural Safeguards\)](#) で確認できます。追加情報は、TEA のウェブサイトおよび以下のURL で確認できます：
https://tea.texas.gov/Academics/Special_Student_Populations/Special_Education/Dispute_Resolution/Special_Education_Dispute_Resolution_Processes/。

追加の支援 (Additional Assistance)

本書に登場する頭字語の定義についての完全一覧は、<http://fw.escapps.net/display/Webforms/ESC-FW-Glossary.aspx?DT=G&LID=en>をご確認ください。また、本書は、SPEDTex ウェブサイトでは15言語に対応しています：
<https://www.spedtex.org/index.cfm/parent-resources/parents-guide-to-the-ard-process/>さらに、学校のカウンセラーまたは特別教育部門に写しを申請することが可能です。